湯沢町都市マスタープラン

概要版



令和3年3月



湯沢町

都市マスタープランとは

都市マスタープランは、都市計画法(第18条の2)に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、市町村が地域固有の自然、歴史、生活文化、産業などの特性を踏まえ、地域社会共有の身近な都市計画を重視した中長期的な視点に立ったまちづくりの将来ビジョンを描き、都市計画を先導するためのものです。

湯沢町では、地域別の特徴を活かしながら、町全体が持続可能となる都市づくりを支える計画として、 都市マスタープランを定めます。

また、交通や医療・福祉、子育て等、あらゆる分野の手法を活用した地域づくりを検討します。

湯沢町都市マスタープランの概要

改定の背景

現行の都市マスタープランは、平成11年に都市活動人口5万人に対応した都市整備を目指して策定しました。 しかし、策定から20年以上が経過し、人口減少・少子高齢化の進行などにより、まちづくりを取り巻く環境は 大きく変化しました。

湯沢町では、令和2年4月に国の推進する「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを促進するための立地適正化計画を策定、さらに、町の最上位計画である総合計画の改定や駅周辺のまちづくりなど新たな施策が展開されていることを受け、新たな湯沢町都市マスタープランを策定することとしました。

目標年次

都市マスタープランの対象区域

人口フレーム

令和22年 (2040年)

湯沢町全域

2040年将来人口※ 8,046人(H27時点)から 約5,875人まで減少

※ 将来人口:国立社会保障·人口問題研究所推計

1.都市の現況・特性と課題

主要課題

人口減少・高齢化の進行への対応 ~若者に選ばれる居住環境づくり~

- ・若者の移住・定住の促進は最重要課題の一つと なっており、若者にとって魅力あるまちづくりを 推進していくことが不可欠です。
- ・また、移住の裾野を広げる取り組みとして、関係人口 の創出が重要です。
- ・高齢化に対応した、誰もが容易に中心部への移動が できる環境の向上や公共交通の充実が必要です。

課題② 災害に強い安全・安心な生活環境・ 都市活動環境の向上

・ハード・ソフト両面における、災害に強い都市づくり が必要です。

まちづくりへの"観光"の活用

課題 3 自然や都市景観の保全・活用

・財産である豊かな自然を守るため、自然環境を 保全する取り組みを総合的に推進することが必要 です。

課題 4 地域固有の資源の保全・活用

・地域固有の自然や歴史、文化を地域の宝として 町民が関心を持ち、守り育てる取り組みが必要です。

課題 5 多様な協働によるまちづくり

・人口減少や少子高齢化など社会情勢が変化する中、 地域課題の解決には多様な協働によるまちづくり の取り組みが重要です。

2.全体構想

目指す将来像



『君と一緒に暮らす町』

恵まれた豊かな自然環境やこれまで培ってきた地域文化、利便性の高い交通基盤や立地条件等を活かし、多くの人々が湯沢の魅力にふれ、体験し、生活拠点として選択し、お互いを尊重し合い、支え合いながら、自然とともに暮らしていくまちを目指します。

都市づくりの目標

目標1 人口減少・高齢化の進行へ対応した、若者に選ばれる居住環境づくり

➡p.4 若者から高齢者まで快適に暮らせる世代間交流のまちづくりの方針 p.5 災害に強い安全・安心なまちづくりの方針

目標2 「関係人口」に着目した観光まちづくり

➡p.5 自然や都市景観を保全・活用したまちづくりの方針 地域の宝を活かした賑わいのまちづくり方針

目標3 新たな時代に対応した、地域ぐるみのまちづくり

→ p.8 協働で進めるまちづくり

将来都市構造(都市全体)

都市拠点

- ・行政機関や病院、商業などの都市機能が集約的に 立地する拠点です。
- ・利便性の高い居住環境を「住みやすさ」として定義 します。
- ・都市機能に近く便利に利用できる居住地を維持・ 形成します。

都市拠点を支える地域拠点

・古くから住み続けられてきた集落における鉄道駅や 郵便局、集会所・公民館などの生活サービスを中心 とした地域生活の拠点です。

広域連携軸

- ・新幹線や高速バス等により、首都圏、新潟県内主要都市間の ネットワークを形成します。
- ・首都圏から新潟県内各地域への玄関口として、交通結節機能の 充実を図ります。
 - ・定住自立圏を形成する南魚沼市、魚沼市とは路線バス 及び鉄道により、公共交通ネットワークを形成します。



若者から高齢者まで快適に暮らせる世代間交流のまちづくりの方針

(1) 若者に選ばれる、快適な居住環境創出の方針

- 1 都市計画区域、自然地域の方針
- 2 市街地の土地利用の方針
- 3 集落地、農業地、レクリエーション施設地の保全・活用の方針

● 若者に選ばれる居住環境創出の例





主水公園

テレワークができるオフィスに 改修したリゾートマンション

- ・医療・商業等の生活サービス施設や多様な人々の交流の場となる公園が身近にある若者・子育て世代 の生活の場として選ばれる居住環境づくりを推進します。
- ・良好な都市環境の確保と形成並びに機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ、既成市街地の整備の推進に当たっては、コンパクトな都市づくりを推進します。
- ・豊かな自然資源や景観を活かしながら、自然体験やレクリエーション、環境学習の場としての活用を図ります。
- ・集落地において自然、農業、観光等の周辺環境と調和した良好な居住環境の維持・形成を図ります。

(2) 中心市街地の賑わい・活力向上の方針

- 1 越後湯沢駅周辺の賑わい創出に対する取り組み方針
- 2 空き家、空地利活用の方針
- 3 公共施設の誘導方針
- 4 下水道事業の方針

● 中心市街地の賑わい・活力向上の例





足湯「かんなっくり」 (越後温沢駅西側)

湯沢町保健医療センター

- ・土地利用の整序や高度利用、道路や公園等の公共施設の整備を推進し、魅力ある中心市街地の形成を図ります。また、拠点となる地区に、町民や就業者の日常生活に必要な施設の誘導を進め、快適な環境形成を図ります。
- ・多様な人々の交流機会を生み出すことで、人が人を呼ぶまちづくりを進めます。
- ・空き家・空き店舗の活用による起業等の支援を図ります。
- ・道路や公園等の公共施設の改築・整備と併せて敷地の整序・集約化を図ります。
- ・下水道事業は土地利用の動向や人口分布状況、将来の人口減少を見据え、効率的・効果的な維持・更新を図ります。

(3) 高齢者の外出機会と、自由に移動できる手段確保の方針

- 1 交通軸の形成、整備の方針
- 2 生活道路、都市計画道路の方針
- 3 公共交通の方針

■ 高齢者の外出機会と、自由に移動できる手段確保の例





都市計画道路湯沢温泉線

上越線

- ・誰もが容易に地域間、広域圏を移動できるよう、駅前広場等の乗り換え環境のシームレス化をはじめ、 公共交通ネットワークの充実を図ります。
- ・誰もが安全で快適に利用できるように、バリアフリー化やユニバーサルデザインの促進、必要な安全 対策を促進します。
- ・関越自動車道、国道17号の適切な維持管理、安全性の向上を働きかけます。また、国道17号 三俣防災の 整備事業の促進を関係機関に働きかけます。

災害に強い安全・安心なまちづくりの方針

- 1 自然災害対策の方針
- 2 都市防災の方針

● 災害に強い安全・安心なまちづくりの例





緊急告知FMラジオ

湯沢町土砂災害ハザードマップ

- ・雪害をはじめ、土砂災害や水害、地震など多様な災害リスクに対して、災害の発生を抑制する防災対策 と、被害を最小化する減災対策を図ります。
- ・これまでの経験を超える災害に対して生命を守る対策を推進します。
- ・災害時の都市機能の維持・継続や、速やかな復旧、支援体制の強化を図ります。
- ・観光客が災害弱者とならないための避難・救援対策を図ります。
- ・緊急輸送道路等の重要な道路の耐震化やネットワーク化を推進し、防災性の強化を図ります。
- ・電柱倒壊による道路閉塞を防ぎ、電線類の被災を軽減し、電気や電話等の安定供給を確保するため、 道路の無電柱化を図ります。
- ・立地適正化計画に防災指針を定め計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むことを検討します。

自然や都市景観を保全・活用したまちづくりの方針

- 1 良好な自然、公園緑地の保全・活用の方針
- 2 都市景観形成の方針

● 自然や都市景観を保全・活用したまちづくりの例





魚野川

__ 国道17号の街路樹

- ・生活を守る自然環境の保全や必要な対策を推進し防災性を高めるとともに、生活に必要な社会基盤や 都市施設の必要な整備と機能を維持するための取り組みを展開します。
- ・飯士山や大源太山などの樹林地や魚野川、大源太川などの河川の緑地については、地球温暖化の抑制 や多様な動植物の生息・生育環境として保全を図ります。
- ・整備中の都市計画公園の整備を推進するとともに、整備済み公園は利用状況等を勘案して補修・更新を 図ります。
- ・上信越高原国立公園や魚沼連峰県立自然公園は重要な景観資源として保全を図ります。
- ・国道17号等の主要な道路において町の特色を生かした整備による景観性の向上を図ります。
- ・景観形成に関する住民の意識醸成を図ります。

地域の宝を活かした賑わいのまちづくり方針

- 1 地域の個性を活かし、魅力を高めるまちづくりの方針
- 2 観光振興と交流・賑わいづくりの方針
- 3 関係人口の創出・拡大の方針
- ・豪雪地であるという特徴や歴史・産業・暮らし、優れた景観などを継承し、自ら地域を誇ることができる資源として活用することを推進します。
- ・長期滞在者やリピーターを増やす取り組みを進める とともに、本町に訪れる人と町との継続的な関係 づくりを推進します。







湯沢町歴史民俗資料館「雪国館」

俗資料館「雪国館」 スキー





上越新幹線 越後湯沢駅

熊野神社大祭

- ・関係人口※と地域の継続的なつながりを持つ機会・きっかけを提供する取り組みを図ります。
- ・四季を通じて湯沢の魅力にふれる事のできる観光資源の整備・有効活用を図ります。
- ・テレワークやワーケーション等に対応した環境整備と普及を促進するため、ICT(情報通信技術)の活用を推進します。
- ※ 関係人口:移住した「定住人口」でなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

地域別構想とは

地域別構想は、地域別に将来像、基本方針を設定し、都市計画における地域づくりの方針を示します。

湯沢地域

地域の将来像

「多様な都市機能の集積による賑わいのある都市拠点形成」 ~交ぎり合う拠点~

湯沢町の顔として美しい景観と多様な 都市機能を備えた、町民や来訪者にとって 魅力的な拠点形成を目指します。また、 お年寄りから若者まで多様な世代が交ざり 合うコミュニティを形成し、まちの活性化を 目指します。

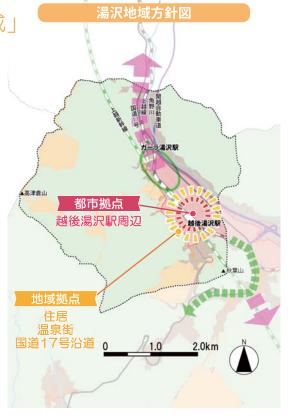


越後湯沢駅西口広場

全町的な拠点として便利さが提供される一方で、今あるものを楽しみつつ、地域文化を大切にした生活を継承します。

基本方針

- ・市街地内の既存都市機能(施設)は転出の抑制を図ります。
- ・利便性の高いコンパクトな市街地を活かしたまちづくりと、温泉街等の 観光資源を活かしたまちづくりを進めます。
- ・温泉街は賑わい創出に向けた街なみ整備を継続し、おもてなしの空間づくりを推進します。
- ・中心市街地における「交通拠点性の向上」「賑わいの創出」「住環境の改善」を図ります。



神立地域

地域の将来像

「良好な居住と教育・福祉・交流のまち」 ~公共施設が集積する歩いて暮らせる快適な居住地の形成~

隣接する中心市街地と連携して、行政・教育・福祉等の中心的役割を担うとともに多くの人にとって便利で住みやすいまちを目指します。

安心でき魅力あふれる居住地区で、カルチャーセンターを中心とした健康づくりや湯沢学園での教育・交流など恵まれた地域資源及び隣接する都市拠点へのアクセス性の良さを活かした、良好な居住地を目指します。



湯沢学園



基本方針

- ・本町全体の子育で・教育・文化拠点としての特徴を活かしたまちづくりを推進し、機能の集約と転出の抑制を図ります。
- ・地域コミュニティの維持・活性化を図り、全年齢層の交流を促進します。
- ・地域の歴史や伝統文化の後世への継承を図ります。



土樽地域

地域の将来像

「自然に囲まれて暮らすスノーリゾート」 ~恵まれた自然を守りつつ人々の交流を促進~

恵まれた自然に包まれて快適に暮らすことができるまちを 目指します。

地域農作物の直売場など交流する場所を創出して、マンション 住民と町内会の交流を促進することを目指します。

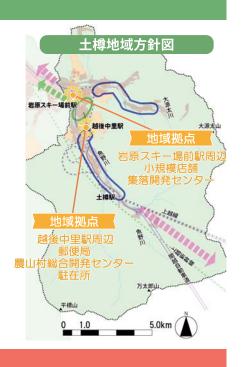
また、都市的景観と自然の共存並びに山と川の自然及び 川遊びやスキーができる環境の保全と活用を図ります。



毛渡沢橋梁

基本方針

- ・豊かな自然の体験施設やスポーツ施設などの特徴を活かしたまちづくりを推進します。
- ・大規模な未利用地の活用を促進します。
- ・地域住民とリゾートマンション住民との交流促進に向け、住民同士が集う場所や仕組み づくりを検討します。(直売所を活用した茶飲み場など)
- ・本地域にしかない自然や景勝地の魅力を発信し、関係人口拡大を図ります。



三俣地域

地域の将来像

「人と自然(雪)、歴史・文化の結びつきを大切にするまち」 ~個性ある地域づくり~

恵まれた歴史資源や自然とともに、地域特性を活かした 新たな活力・交流を生み出す結びつきを大切にするまちを 目指します。

地域には雪と共存して雪を楽しむ生活があり、厳かな歴史 資源と地域の結びつきの一つである祭りを継続して外から
 人を呼び込み、異文化交流による地域の発展を目指します。



道の駅みつまた

基本方針

- ・地域資源を活用したまちづくりを推進し、インバウンドや関係人口の拡大を図ります。
- ・清津川沿いの景観や豊かな自然の保全に努めます。
- ・地域のまつりや伝統行事の存続とともに、雪などの地域資源を活用した行事のまち づくりへの活用を図ります。
- ・地域内外の人々のつながり強化を図ります。

三俣地域方針図 道の駅みつまた 郵便局 脇本陣池田家 5.0km

三国地域

地域の将来像

「四季折々の自然を五感で感じるまち」 ~ 今あるものを楽しみ自ら成長する自然と融合した地域づくり~

自然に囲まれた環境を求めて町外から多くの人が訪れる 地域として、今後とも年間を通して多様な人々が訪れる まちを目指します。また、桜・もみじの苗の植えつけ等、地域 主体の取り組みを通じて不便な環境を自ら楽しめる人づくり ・地域づくりを目指します。



- 居ダル

基本方針

- ・豊かな自然環境や、スキーリゾート等の特徴を活かしたまちづくりを進め、関係人口 の拡大につなげます。
- ・他の地域との交流を拡大し、情報などの連携により観光まちづくりを図ります。
- ・地域コミュニティを大切にし、別荘地やマンション入居者と地域住民の交流を促進します。



計画の推進に向けて

計画の推進については、町民、事業者、各種団体などと行政による協働を基本に進めます。

町は、まちづくりに関する事業の実施とともに、民間(町民・事業者・各種団体など)が主体的に行うまちづくりを バックアップしていきます。

(1) まちづくりの手法

■ 都市計画での手法

市街地の土地利用 計画的な土地利用の誘導

都市施設の誘導

都市計画施設の適切な 決定・変更

良好な環境づくり

地区計画

道路・公園・水道等の整備

立地適正化計画

■ その他

都市再生・ 特定地域のまちづくり 都市再生整備計画 事業等の活用

地域等でのまちづくり

小さな拠点の形成

(2) 個別計画との調整、連携

共通の方針として都市マスタープランを活用することにより、相互に連携のとれた一体的なまちづくりを推進します。 まちづくりの推進に当たっては、町民との連携協働により推進します。また、国・新潟県や周辺市町などの関係機関が 主体となる事業については、その調整や働きかけに努めます。

(3) 協働で進めるまちづくり

本町をよりよいまちにしていくためには、町民と町が今まで以上に手を携えて、一緒にまちづくりを進めていく必要があるとの認識から、町民参加のまちづくりのための仕組みづくり、ルールづくりとして、「湯沢町まちづくり基本条例」を策定し、平成23年4月1日から施行されました。

今後も、町民が町政に参加するための仕組みを活用するとともに、町民の意見が反映される開かれた町政運営を目指します。

計画の推進に向けた取り組み

(1)評価・見直しの方針

今後、社会情勢の変化により、新たな課題や町民ニーズへの対応が必要となることも予想されるため、概ね5年ごとまたは社会情勢の変化により見直しの必要が生じた場合は、上位計画・関連計画との整合を図り計画の見直しを行い、持続可能なまちづくりを推進します。

その際は、湯沢町都市計画審議会に諮る他、評価の結果を広く町民に周知します。なお、進行管理に当たっては、 PDCAサイクルの仕組みを活用します。

(2) 持続可能な開発目標(SDGs)への貢献

将来都市構造の実現により、人口減少、超高齢化が進行する中においても快適に暮らせる持続可能なまちを目指し、まちづくりにおいてもその方向性を踏まえた取り組みを推進します。



湯沢町都市マスタープラン

概要版

令和3年3月

湯沢町 地域整備部 建設課

E-mail: kensetu@town.yuzawa.lg.jp

T E L:025-784-4852 F A X:025-780-6072

〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地